

ご挨拶

はじめまして、司法書士の加藤隆史です。



当事務所は、【思い】が届く司法書士事務所として、単に問題を解決するためだけの提案をしていくのではなく、皆様のお話を真剣に伺い、【思い】を形にした解決方法を提案することで、皆様に満足していただき、笑顔のあふれる社会の実現を目指して、日々業務に取り組んでおります。

お客様・企業それぞれの【思い】を実現し、当事務所に依頼して良かったと思ってもらえるように、誠心誠意、心を込めて法的サービスを提供していきますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

司法書士 加藤 隆史

理念

1. 業務は、「正」「速」「美」(せいそくび)を追求していきます
2. 予防司法の担い手として信頼と安心の法的サービスをお届けします
3. 難解な法律・事案でも分かりやすい説明をしていきます
4. 末永いお付き合いができる関係を築いていきます
5. 常に最新の法令・専門知識の習得に励みます

お客様へメッセージ

私は、話を聞くことが大好きです。皆様から色々なお話を伺うことで、様々な考え方、思いを感じることができ、自分自身の成長にもつながるからです。

どんな小さなことでもお客様の声に真剣に耳を傾けていきますので、私を信頼して、お話しいただければ幸いです。

そして、皆様との繋がりを大切に、末永くお付き合いできる関係を築いていくことを望んでいます。

事務所名	司法書士かとう法務事務所
住所	〒221-0065 横浜市神奈川区白楽100番地5 白楽コミュニティプラザビル3F(エレベータあり)
所長	司法書士 加藤 隆史(かとうたかし) 神奈川県司法書士会 所属
TEL	045-642-5771
FAX	045-642-5772
E-MAIL	t-kato.legal@jasmine.ocn.ne.jp
URL	http://www.kato-hakuraku.com
営業時間	平日 9:00~19:00 土曜日 10:00~17:00 休業日 日曜日・祝日 ※ご予約いただければ時間外、日曜日・祝日でも対応いたします



電車の場合
東急東横線「白楽駅」西口 徒歩30秒

お車の場合
白楽駅前 有料駐車場あり
事務所から徒歩5分内に提携の無料駐車場あり

無料駐車場をご利用の場合は、事前にご連絡ください。

思いが届く司法書士事務所

相談者の皆様のお話に真剣に耳を傾けます



司法書士かとう法務事務所

Kato Legal Office

事務所案内



045-642-5771

ご予約いただければ時間外・日曜祝日も対応いたします。
当日・前日でもご予約のお電話をお待ちしております。

司法書士かとう法務事務所の特徴

- フットワークを生かした迅速な対応
- 充実のサポート体制
- 幅広い業務分野に対応
- 親しみやすい司法書士事務所
- 横浜駅から電車4分の好アクセス

相続・遺言無料相談会

(毎月第2第4土曜日)

ナイター無料相談会開催中

電話でのご予約

☎ 045-642-5771

受付時間：平日・土曜 9:00~21:00

メールでのご予約

t-kato.legal@jasmine.ocn.ne.jp

主な取扱業務

個人のお客様

- 相続・遺産分割
- 遺言・遺言執行
- 離婚・財産分与
- 不動産の名義変更 (不動産登記全般)
- 借地借家・敷金返還
- 成年後見・任意後見
- 債務整理 (破産・個人再生)
- 交通事故
- 個人向け法務顧問

法人のお客様

- 会社設立
- 各種法人設立
- 商業・法人登記
- 定款変更・企業法務
- 債権回収
- 事業承継
- 担保設定・不動産取引
- 取引契約書作成
- 法人向け法務顧問

トータルサポート (このようなときにお勧めします)

遺産相続トータルサポート

- ・ 相続に関する法律を知らないの、相続の名義変更を自分でできるか不安だ
- ・ 名義変更は、役所や銀行で手続きするが、平日は仕事で時間をつくるのが難しい
- ・ 戸籍謄本等の書類の見方がよく分からない
- ・ 遺産または負債がどのくらいあるか正確に把握したい
- ・ 不動産、預金、株式など遺産が多くあるので、まとめて名義変更の手続きをしてほしい
- ・ 相続手が完了した後の書類は、整理されたものがほしい

遺言作成・遺言執行トータルサポート

- ・ 子供がいないので、自分の妻に全て相続させたい
- ・ 相続人がいないので、お世話になった人や福祉施設へ遺産を寄付したい
- ・ 事業を営んでいるので、後継者の次男に事業用財産を相続させたい
- ・ お世話になった息子の嫁に遺産を分けたい
- ・ 障害者の子供がいるので、お世話をしてくれる長女に相続財産を多く残したい

離婚トータルサポート

- ・ 将来、養育費の支払いが滞るかもしれないので心配だ
- ・ 住宅ローンの残債が残っているがどのように財産分与したらよいか分からない
- ・ 離婚協議の内容を決めるのに、夫婦の間に入って調整してほしい
- ・ 年金分割の手続きが分からない
- ・ 離婚後の子の氏の変更などもサポートしてほしい

ご相談の流れ

